

岩国基地と日米地位協定



岩国基地の米空母艦載機F A - 1 8 E
スーパーホーネット

広島高裁で岩国爆音訴訟の控訴審判決が出ました。爆音の違法性は認められたものの、飛行差し止めまでは認められませんでした。また滑走路が沖合へ移設されたことにより爆音被害は軽減されたとし、機数が増加したこと、空母艦載機やF-35Bステルス戦闘機のエンジン出力が従来機よりも大きくなっていることによる爆音被害の増大も認められませんでした。

瀬戸内ネット第13回総会&設立12周年記念講演の講師は、岩国爆音訴訟弁護団の足立修一弁護士です。御参加をよろしく申し上げます。

■講師：足立修一さん（岩国爆音訴訟弁護団）

■日時：2020年2月8日（土） 午後1時30分より

■場所：岩国市福祉会館2階小ホール

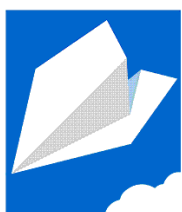
■資料代：500円

■講師プロフィール

岩国爆音訴訟の会弁護団、岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会常任世話人、核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）共同代表。



瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク（瀬戸内ネット）



〒739-0042 岩国市青木2-24-45 桑原清方

TEL：0827-38-1866

FAX：0827-38-1867